

香川県教育委員会 10月定例会会議録

1. 開催日時 令和6年10月23日(水)
 開 会 午前 9時30分
 閉 会 午前11時 8分

2. 開催場所 教育委員室

3. 教育委員会出席者の氏名

委 員	藤 澤 茜
委 員	木 下 敬 三
委 員	蓮 井 明 博
委 員	鳥 取 美 穂
委 員	持 田 め ぐ み

4. 教育長及び委員以外の出席者

副教育長(兼)新県立体育館整備推進総室長	海 津 洋
教育次長(兼)政策調整監	塩 田 広 宣
教育次長	吉 田 智
総務課長	近 藤 高 弘
義務教育課長	荻 原 絢 嗣
高校教育課長	長 林 真 司
保健体育課長	渡 邊 浩 司
生涯学習・文化財課長	佐々木 隆 司
特別支援教育課長	笠 井 幸 博
政策主幹(兼)総務課副課長	宮 西 正 博
義務教育課長補佐(兼)主任管理主事	東 条 直 樹
高校教育課長補佐(兼)主任管理主事	三 笠 善 宣
高校教育課長補佐(兼)主任指導主事	佐 伯 卓 哉
保健体育課長補佐(兼)主任体育主事	荒 井 憲 司
義務教育課主任管理主事	小 倉 勇 介
義務教育課主任管理主事	西 原 浩 志
高校教育課主任管理主事	来 田 淳
高校教育課主任管理主事	富 田 真 吾
高校教育課主任指導主事	井 川 靖 夫
特別支援教育課副主幹(兼)主任指導主事	谷 口 公 彦

傍聴人 0名

5. 会議録の承認

8月19日に開催した定例会の会議録署名委員の鳥取委員から、同定例会の会議録について適正に記載されている旨報告。

各委員に諮り、これを承認した。

8月28日に開催した臨時会の会議録署名委員の持田委員から、同臨時会の会議録について適正に記載されている旨報告。

各委員に諮り、これを承認した。

9月17日に開催した定例会の会議録署名委員の木下委員から、同定例会の会議録について適正に記載されている旨報告。

各委員に諮り、これを承認した。

6. 非公開案件の決定

教育長の職務代理者である藤澤委員から、本日の議題については、非公開とすべき案件がない旨、発言。

7. 議 案

○議案第1号 令和7年度4月公立学校教職員人事異動基本方針について

義務教育課長から、令和7年度4月公立学校教職員人事異動基本方針について諮る旨、説明。

【質疑】

＜木下委員＞人事異動は、各先生方の住居地域を考慮されているのか。例えば、極端に西から東への転勤や、その逆のケースがあまりないように考慮されているのか。

＜義務教育課長＞教職員調査票というのがあり、毎年、勤務したい希望地を確認している。全県的な人材配置が必要であり、一定割合は地域間での人事交流が必要だが、基本的には本人の意向を踏まえながら勤務地を決めている。

＜蓮井委員＞教科担任制を採用した場合に、教職員の人員配置の目途はあるのか。

＜義務教育課長＞教職員数を確保していかなければならないことは課題だと思っている。小学校、特に4年生以降は同じ授業時間数を持っていて、5年生、6年生は積極的に教科担任制にしているが、現状、授業負担があるので、4年生を含めて中学年に入れていかないといけない。そこはしっかり現場の意向も踏まえながら進めていきたい。

各委員に諮り、原案のとおり可決した。

○議案第2号 令和8年度香川県公立学校教員採用選考試験大綱について

高校教育課長から、令和8年度香川県公立学校教員採用選考試験大綱について諮る旨、説明。

【質疑】

＜藤澤委員＞教員採用選考試験が前倒しになる話が出ていたが、もう国のレベルではなくなったのか。

＜義務教育課長＞文部科学省が、今まで7月か8月にやっていたものを、今年の実施から6月に、1ヶ月前倒しするやり方を、半数くらいの自治体が行った。文部科学省は、来年はさらに1ヶ月前倒しして5月に、と呼びかけを行っており、前倒しすべきだという方針を示している。

本県としては講師の方の試験準備や、教育実習の受け入れの期間を考えて、今年は7月に実施し、来年も7月にしたいと考えている。他県の実況を見ると前倒ししてもなかなか効果が出ていない状況がある。そういった中で、本県の志願者は増えたとし、一定の効果は出たと思っている。引き続き今の日程を維持しながら進めたいと思っている。

＜蓮井委員＞私も（本県のやり方に）賛成なのだが、一般的な社会情勢を見ると民間企業はものすごく前倒しを加速しており、インターンシップを夏休み中に経験すると同時に、採用の内定が出始めるなど、実質的な採用活動が早期化している傾向が見られる。文部科学省の焦りも分からなくもない。本県の採用も、長期的な視点では、少しそこを視野に入れておかないといけないと思う。

＜義務教育課長＞まず、中四国出身の方がメインになると思うので、香川県が競合相手になる岡山と徳島、この近県の採用日程を見ながら、今年、四国であれば高知県が早かったが、他県はだいたい7月なので、日程が被らないように調整している。文部科学省でも、全国共通で一次試験をするといった検討もなされている。それが実現すると本県も前倒しをすることが可能と思うので、そこは国の動向を見ながら引き続き検討をしていきたい。

＜鳥取委員＞「社会人向け採用猶予受験」を実施している自治体の受験状況、及び本県では、どのくらいの志願者を想定しているのか。

＜義務教育課長＞他県でもこの仕組みを導入している都道府県が増えてきている。一応、一定数の受験者がいると聞いており、本県を志望してどれくらいの方が受験してくれるかは不透明な部分があるが、多様な人材を受け入れるために、入口として準備していく。

＜副教育長＞来年も大学3年生の先行受験や、社会人向けの受験を広めるなど、様々なことに取り組んでいくこととしているので、多くの方に、まずは教員に興味を持ち、また受験して欲しいというメッセージを発していきたい。教員を養成している大学とも情報共有を図りながら、一方的にこちらだけの情報ではなく、学生のニーズみたいなことも聞き取りをしながら進めたいと思っている。

＜藤澤委員＞私自身、教員免許を持っていないので分からないが、スポーツの大会などで顕著な成績を収めた方が採用試験にあたり教養試験を免除された場合でも、知識やスキルは最低限必要だと思うが、そのフォローは何かするのか。

＜高校教育課長＞上はオリンピック選手や、世界で活躍している芸術やスポーツ分野の方を想定しているが、専門的なスキルが高くても教員としてのスキルは未知数というところがあるので、そういったところを選考の段階で厳しく見させていただく。まずは門戸を広げて来ていただける数を増やしたい。

そういった方が合格して赴任する場合は、その学校の校長に、この方がこういった経緯を経て教員になっている方だということを伝え、個別に学校の中で研修していただく。

＜吉田次長＞他県では、研修を県教育委員会で事前に行うようにしているところもある。

＜義務教育課長＞そういう仕組みを設けることで安心して受けてください、というようにところも出てきているので、研修のあり方は考えないといけない。今、特別免許状で本県を受けている受験者が去年で2人くらいしかいないが、数がどれくらい出てくるのかわからない部分があるので、数が少ないうちは先ほど高校教育課長が言ったように個別の対応ができると思うが、数が多くなってくると他県の様子をみながら仕組みは検討しないといけない。

＜高校教育課長＞文部科学省から外部派遣人材へのフォローということで、特別免許状を取得した方向けの有償の研修パッケージの作成や、オリンピックやパラリンピアンといった方を教員として採用した場合の措置もあるとのことなので、参考にして研修の在り方も考えていきたい。

＜木下委員＞2次募集だが、1次募集の合格者の数によって、ここ最近は秋募集もしていると思うが、今年度は何人採用されているのか。

＜義務教育課長＞昨年で11名。

各委員に諮り、原案のとおり可決した。

○議案第3号 令和7年度における県立学校の生徒及び幼児の定員について

高校教育課長、特別支援教育課長から、令和7年度における県立学校の生徒及び幼児の定員について諮る旨、説明。

【質疑】

＜木下委員＞定員の決定については私学との協議の上決定と言われたが、私学に来年はどのくらいになりそうかという聞き取りのもと、算定されているのか。

＜高校教育課長＞中学3年生の高校へ進学したい生徒の数をもとに、全体を3対1に分けるという決め方をしている。

＜木下委員＞こうやって計算されても定員割れが起きているので、予測は難しい。

＜吉田次長＞あくまでも定員は県内全体の話である。志願先に偏りができる以上、どこか欠けるところが出てくる。地域や学科で偏りがあり、定員割れする学科数が増えてきているのと同時に、倍率が高いところもある。

地域別では高松地域に、学科では普通科に集中している。公立かどうかに関係なく、高松地域の普通科に行きたい中学生が増えてきた結果、全体の志願倍率が1.22か1.23くらいだったのが、昨年度が1.11まで落ちてきている、それでも1倍は超えているが、それに伴ってさらに偏りがあるので、どうしても定員割れする学校が増えてきている。

＜木下委員＞去年、倍率が下がった1つの要因として、私学に流れた生徒の数が多いと聞いた。

＜吉田次長＞私学だけでなく公立の推薦枠が過去最大に増えた。公立の推薦、および私学の専願の生徒が少しずつ増えてきており、先ほど申した高松地域の公立の一部の普通科に志願者が集まって競争倍率が非常に高くなり、受からなかった生徒はそのまま私学に流れるので、結果的に私学が増えてきたと感じる。

＜木下委員＞県内の私学の生徒数はここ10年ぐらいで増えているのか。

＜吉田次長＞私学の場合、県内だけでなく、県外からもかなり入学する。基本的に私学に入る県内出身者の数はほぼ一定であるが、全体の生徒数が減っている中で一定なので、割合としては若干、増えてきたと感じている。

＜藤澤委員＞人数を見た時に、公立学校の入学定員が令和7年度5,800人、令和4年度の出生数が5,800人なので、今後どうなるのだろうと思いながら見た。職業科系がどこまで維持できるのか。職業科系があることの重要性をどう考えるのか。

今、不登校者数がすごく増えており、学校に行けていない子どもたちは、前提として公立には行けないと思っている。そういう子たちが、広域通信制・サポート校、私立校を選んでいたりする際に、公立の門戸をどこまで広げられるのかと思う。

＜吉田次長＞もともと公立を諦めている方もいるので、公立は出席日数だけで合否を出さないという原則があることを、ちゃんと広報していく必要がある。

＜藤澤委員＞不登校の保護者が聞く進学説明会では、どうしても通信とか私立とか（広域通信制の）サポート校が多いと思うので、そこへのアナウンスがもう少しうまくできれば良いと思う。

＜吉田次長＞学校案内を、公立学校はお金がないので教員が一生懸命作るのに対し、私学はすごく華やかなものを作っている。学校説明会でもプロモーションビデオのようなものを、公立は高校生に作らせたりするが、私学はプロが作ったようなものを使って上手にプレゼンされる。中学校を回っていると、「公立は今のままでは絶対負ける。」とよく言われる。今年度、ユーチューバーと発信の仕方、動画の作り方を研究し始めた。私も校長時代に自分で学校説明会に取り組んだが、もう少し資料なども伴っていかないといけない。

＜藤澤委員＞中学校以外に教育支援センターなどにも情報が伝わったら良いと思う。

＜吉田次長＞そういったところに置く、持ち帰れるものが必要である。

＜藤澤委員＞保護者ネットワークはすごいので、そこに情報を届けられれば良いと思う。

＜蓮井委員＞中高一貫教育に全国的に注目が集まっている。この定員の決め方は全体としてどういった決め方をしているのか。具体的にいえば、この高松北高校は全体210名で、そのうちの内部進学者が決まるのが11月である。結局その差があることにより、高校から入ってくる場合の割合が大きく変わってくる。一般的に私学は中学校から高校への内部進学に加え、外部生を入れることによって新陳代謝を促し、学力を上げると思う。そのために、私学の中高一貫校は高校の定員を決めているところが多いと思うが、本県の場合、高松北中学校・高校の高校定員の決め方は、中学校と合わせて込みで、という決め方をずっとしてきている。

＜吉田次長＞これは私学と公立の違いで、香川県では公私の比率がまずあり、公立の枠が決まっている。そこに中学校から何人上がってくるのかが分からないうちに、先に上に乗せるのはどこかの定員を逆に減らしてしまうという事になる。最大限公立の定員を有効に使うとするならば、今のやり方をせざるを得ない。他県も同じように外枠がある県が結構あり、こうしたやり方にならざるを得ない。なお、以前は逆に中学生が進路を決める時期に合わせて高校の定員を発表していたので、最初から高校の定員は全て発表できていた。以前この定員発表を早めたため、結果的に分けて発表することになった。どうしても外枠があるため、難しいので、今のやり方がよいと思う。

＜蓮井委員＞かなり生徒全体が減っている。

＜副教育長＞いずれにしても定員は毎年決めていかなければならない。生徒数の低下、不登校や特別支援教育も含めた中長期的な公立学校の在り方については、高校の在り方検討会で生徒へのアンケートや保護者への意見を聞き取りながら、議論をしていく。

＜木下委員＞不登校と認定されている生徒は公立高校を受験するのか。

＜高校教育課長＞受験している。不登校を理由に非選抜（不合格に）することもない。

＜木下委員＞不登校の子が公立高校を受験した場合には、先ほど藤澤委員が言われたように不登校の数も加味しながら定員を決めるのも一案だと思う。

＜吉田次長＞それだけを理由にしないというのが、原則である。実際に受験している。

＜藤澤委員＞（不登校の生徒も）みんな公立で受け入れて欲しいとの思いがある。ただ、学力が伴わないなどで諦めざるを得ないところもある。広域通信制に入ると、十分にフォローされずに編入、転入で辞める子たちがおり、公立で受け入れてくれて、生徒に丁寧に関わってくれる、という学校が望まれている。

＜蓮井委員＞不登校は年間30日以上（欠席した場合）。一般的に、公立高校に（入試の書類を出す際）は、例えば年間30日以上欠席などの理由を調査票に書くと思うが、不登校（30日以上欠席）という理由で差別をしないということか。

＜高校教育課長＞高校では、学級担任や校長などの責任者がそれを出す、大学などに出す調書、調査書の中にはそういったことで不利益にならないように書いている。

中学校から（高校へ）提出される調査書も同じだと思うが、極力そういった表現にはならないようにしている。もちろん、不登校により、一律に選抜対象から外すことはしていない。

＜吉田次長＞定時制、通信制を受験する生徒には、不登校の比率が高い。持田委員に生活発表会に来ていただいたが、その発表の中にも、不登校の話題がとりあげられていた。

各委員に諮り、原案のとおり可決した。

8. その他事項

○その他事項1 令和7年度香川県公立高等学校入学者選抜実施細目について

高校教育課長から、令和7年度香川県公立高等学校入学者選抜実施細目について説明。

【質疑・意見交換】

＜藤澤委員＞学力検査などにおける特別措置についてであるが、合理的配慮への対応が求められている。学習障害の子も「国語」は15分延長と書かれているが、他の対応等はあるのか。その場合、より保護者に伝わるように詳細を書いてあるといいと思う。

＜高校教育課長＞学力検査などにおける特別措置として多様な要望がある中で、全てをここに書くことは難しい。中学校を通じて高校教育課に問い合わせをしていただければ、具体的な対応の仕方などを検討できると思う。このような特別措置も段々と広がりが出てきているのが現状だと思うので、そういった声を拾い上げられるようにしたいと考えている。

＜吉田次長＞具体的には、中学校でどのような対応をしていたのかを元に調整をし、入試当日を迎えることになる。高校が一方的に決めるものではなく、中学校とも話し合って決めていくというものである。

＜持田委員＞「面接の結果を選抜の資料にする場合には」とあるが、面接は全ての受検生に行うと思うが、選抜の資料にしない場合があるのか。

＜高校教育課長＞面接の結果は選抜の資料であるが、長所が顕著にみられる場合に評価する。

大まかに言うと選考というのは、当日の学力検査と生徒が中学校時代に培ってきたものを両方、総合的に判断し、面接というのは全受検者に行うものである。

＜持田委員＞学力検査と調査書は配点が公にされているが、このような書き方をされると、あいまいな部分があり、公立高校の選抜実施細目としては疑問が残る。面接の結果が必要な高校とほとんど必要としない高校があると思うが、普通科などで面接を必要としない高校は面接試験をなくし、先生方の負担を減らしてはいいかがか。

＜吉田次長＞入試の結果は、当日の学力検査と調査書だけで決めるものではないことははっきりしており、総合的な判断である。学力検査と調査書のバランスを考慮し、併せて調査書から何か特別にいいということがあれば、当然プラスの評価を加える。面接時の受け答えで、調査書に書かれていないことが窺える場合があり、面接の結果を排除しないようにするため、また、全員がプラス評価をしてもらえるわけではないため、そのような表現にしている。

自己推薦の場合は、一般入試よりも長めの面接や口頭試問を行う学校もある。

＜高校教育課長＞面接でいろいろなことを聞くが、生徒も自己アピールの場としてとらえており、入学できた場合はこのようなことをやりたいと伝えてくれる。面接の在り方については、今後、検討させていただく。

○その他事項 2 令和 7 年度香川県立特別支援学校入学者選考要綱について

特別支援教育課長から、令和 7 年度香川県立特別支援学校入学者選考要綱について説明。

【質疑・意見交換】 なし

○その他事項 3 第 78 回国民スポーツ大会の成績について

保健体育課長から、第 78 回国民スポーツ大会の成績について説明。

【質疑・意見交換】

＜藤澤委員＞国民スポーツ大会の期間、保健体育課の職員は現地に行くが、振替休暇は取れているのか。

＜保健体育課長＞取得するようにと指導しているが、すべては取得できていない場合もある。

＜荒井課長補佐＞できる限りの努力はしている。

＜保健体育課長＞7 月、8 月の国民スポーツ大会予選の時点から振替休暇が溜まっており、取りづらい状況になっている。

＜藤澤委員＞夏季休暇も取らないといけな時期なので、取得できる期間を延ばせないものかと思う。

○その他事項 4 令和 6 年度スーパーアスリート育成事業指定選手（追加選手）について

保健体育課長から令和 6 年度スーパーアスリート育成事業指定選手（追加選手）について説明。

【質疑・意見交換】 なし